

# 第6期、第7期栗東市障がい福祉計画における障がい福祉サービス等の見込み量と実績

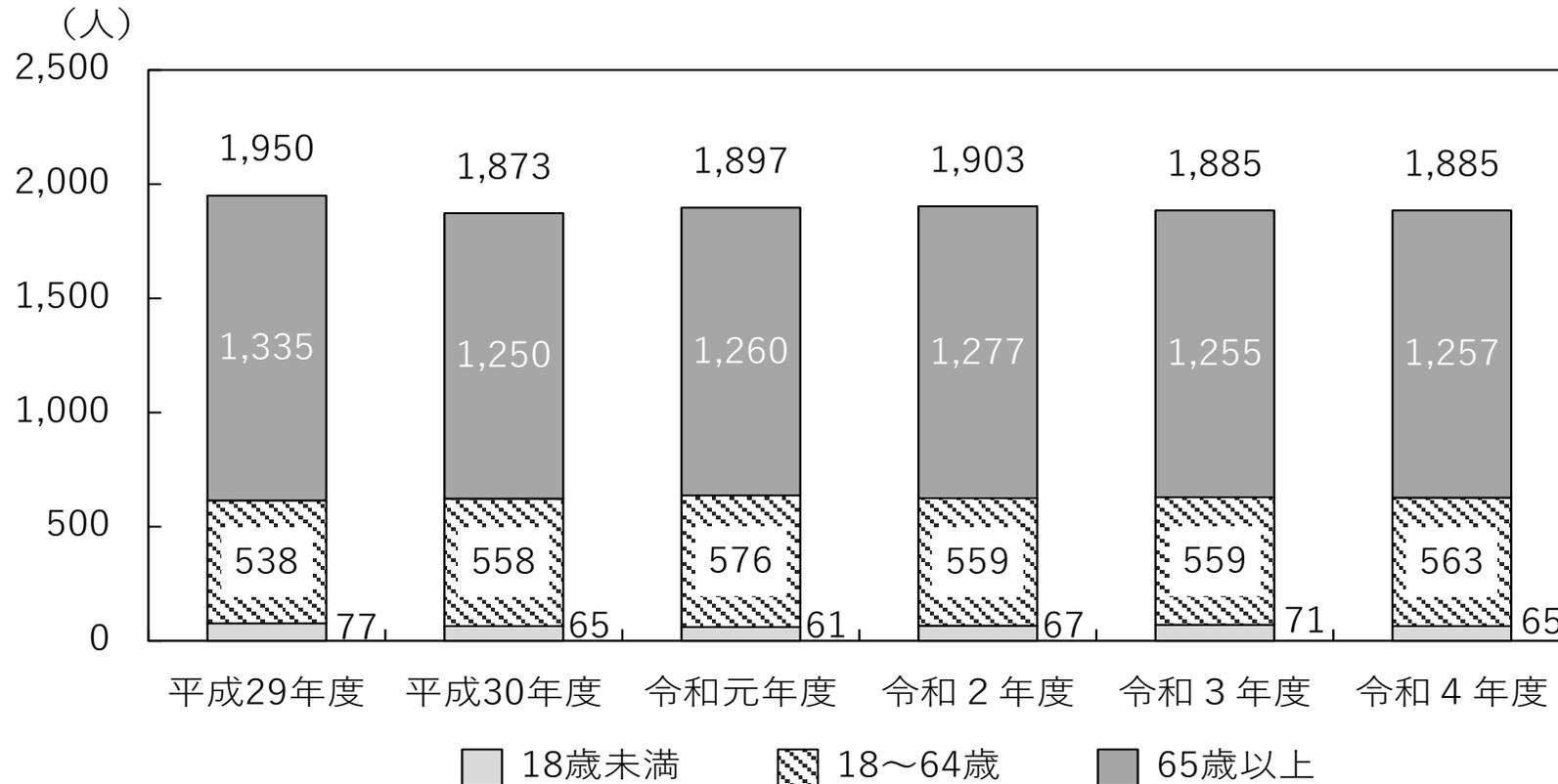
※第6期計画は、令和3年度～令和5年度

第7期計画は、令和6年度～令和8年度

# 障がい者手帳について

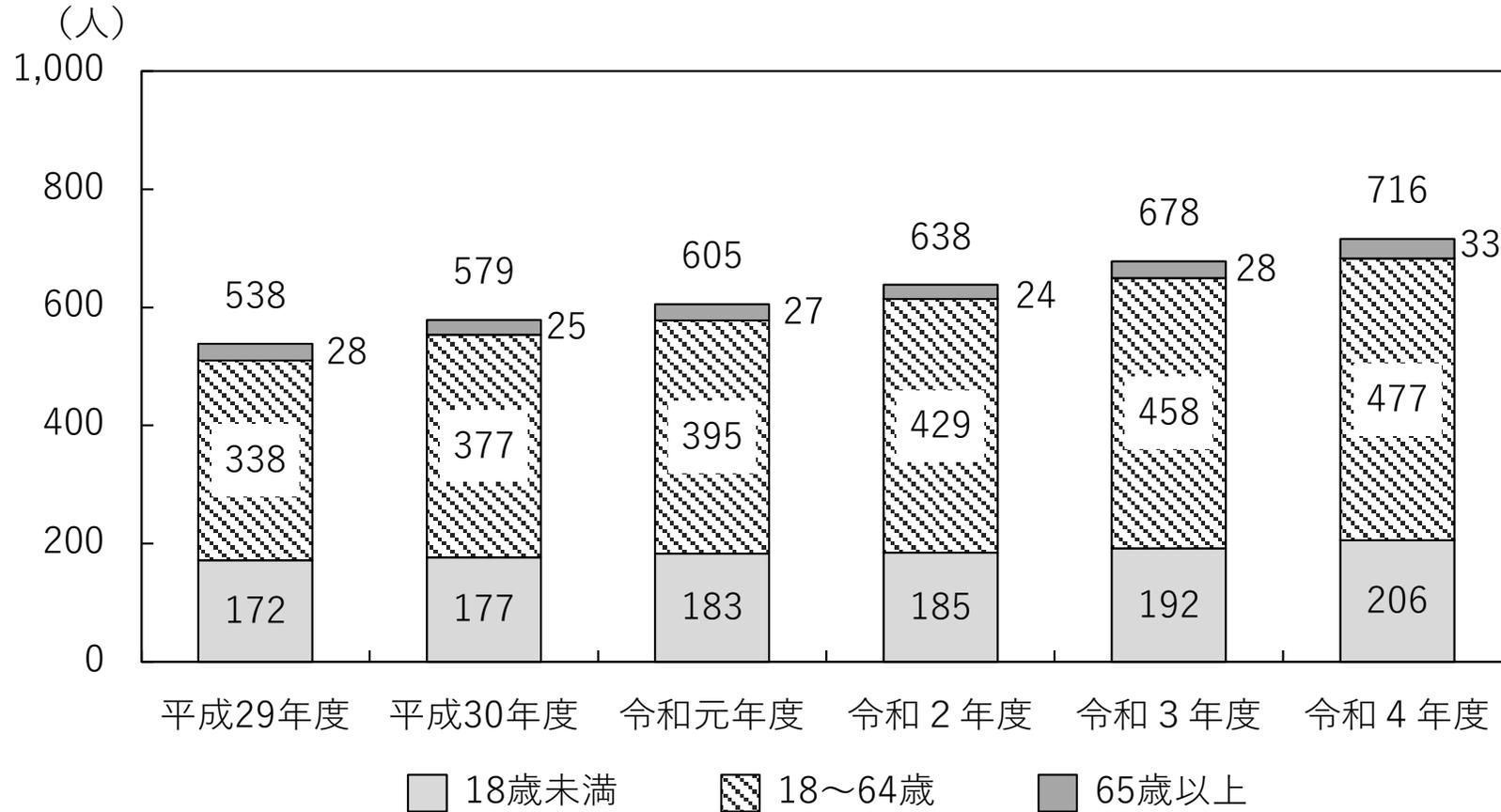
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
根拠	身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号)	療育手帳制度について (昭和48年厚生事務次官通知) ※ 通知に基づき、各自治体において要綱を定めて運用。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号)
交付主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県知事</li> <li>・ 指定都市の市長</li> <li>・ 中核市の市長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県知事</li> <li>・ 指定都市の市長</li> <li>・ 児童相談所を設置する中核市の市長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県知事</li> <li>・ 指定都市の市長</li> </ul>
障害分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害</li> <li>・ 聴覚・平衡機能障害</li> <li>・ 音声・言語・そしゃく障害</li> <li>・ 肢体不自由（上肢不自由、下肢不自由、体幹機能障害、脳原性運動機能障害）</li> <li>・ 心臓機能障害</li> <li>・ じん臓機能障害</li> <li>・ 呼吸器機能障害</li> <li>・ ぼうこう・直腸機能障害</li> <li>・ 小腸機能障害</li> <li>・ H I V免疫機能障害</li> <li>・ 肝臓機能障害</li> </ul>	知的障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統合失調症</li> <li>・ 気分（感情）障害</li> <li>・ 非定型精神病</li> <li>・ てんかん</li> <li>・ 中毒精神病</li> <li>・ 器質性精神障害（高次脳機能障害を含む）</li> <li>・ 発達障害</li> <li>・ その他の精神疾患</li> </ul>
所持者数	4,842,344人 (令和4年度福祉行政報告例)	1,249,939人 (令和4年度福祉行政報告例)	1,345,468人 (令和4年度衛生行政報告例)

# 栗東市内障がい者手帳所持者数 (身体障がい者手帳)



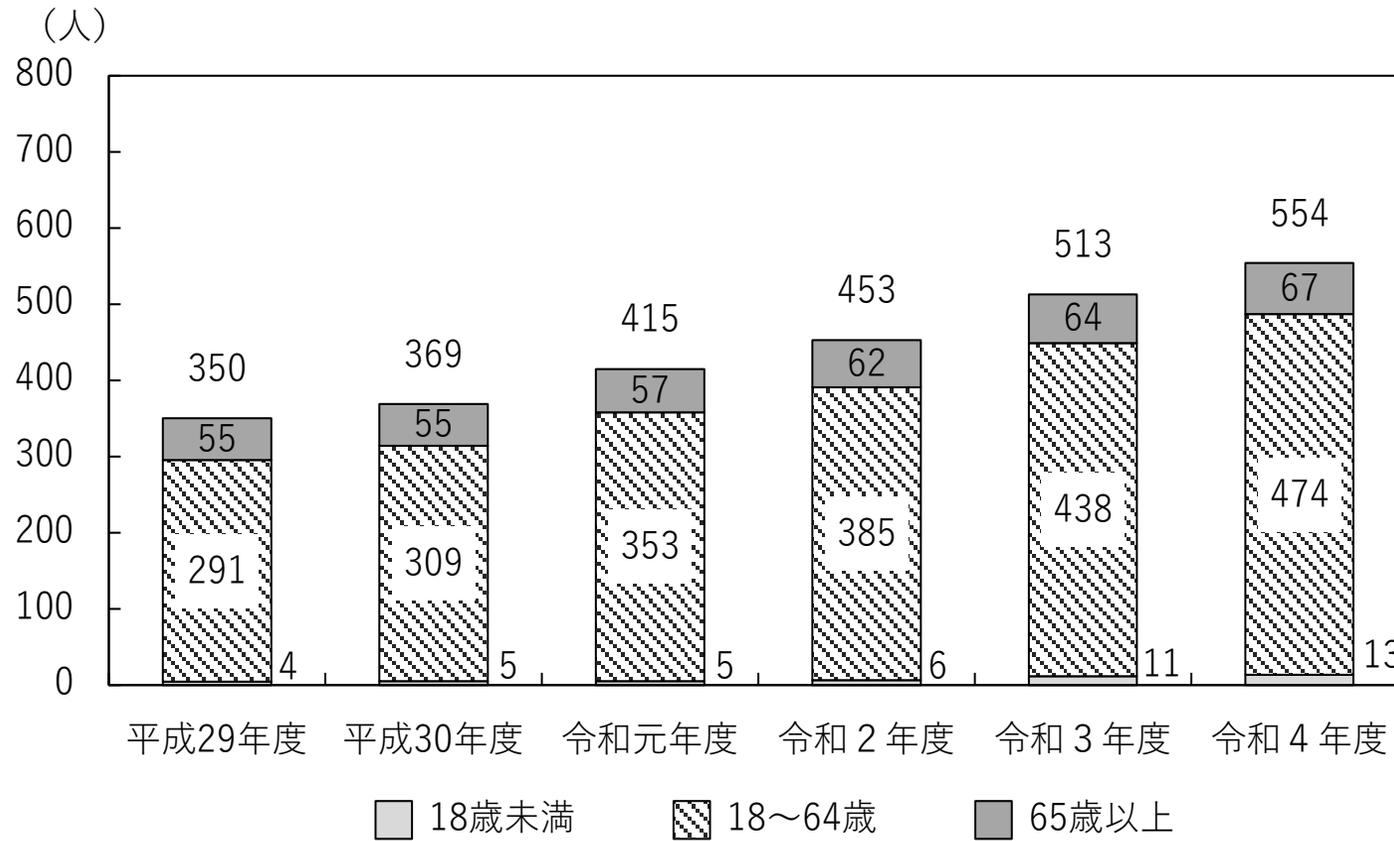
人数は横ばい状態ですが、全体の約65%を65歳以上が占めています。令和5年度末は、全体で1860人でした。障がい種別では、約半数を肢体不自由、次いで内部障がい、視覚障がい、聴覚障がいとなっています。

# 栗東市内障がい者手帳所持者数 (療育手帳)



年々増加しています。令和5年度末は770人でした。特にB2（軽度）の判定の方が増加しています。等級別には、全体の7割がB判定（軽度、中度）、3割がA判定（重度、最重度）です。

# 栗東市内障がい者手帳所持者数 (精神障がい者保健福祉手帳)



右肩上がりに増加しています。令和5年度末は613人、令和6年度(2月末)では651人で、増加傾向が続いています。等級別には、2級(中度)の方が一番多く、約6割、次いで3級(軽度)、1級(重度)となっています。

# 訪問系サービス（説明）

## ○居宅介護（ホームヘルプ） 市内9事業所

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。

## ○重度訪問介護

重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。

## ○行動援護 3事業所

行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。

## ○同行援護 3事業所

移動に著しい困難を有する視覚障がいのある方が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

# (1) 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護

	区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	時間	時間	31,476	33,794	20,520(居宅)、5,976(重訪)、3,888(行援)、3,468(同援)
	利用者数	人	277 (170)	298 (183)	※月平均のみ 114(居宅)、3(重訪)、17(行援)、20(同援)
実績値	時間	時間	31,795	33,257	20,785(居宅)、3196(重訪)、3535(行援)、3131(同援)
	利用者数	人	246 (137)	301 (150)	241(居宅)、6(重訪)、34(行援)、29(同援) 合計310 ※月平均 125(居宅)、4(重訪)、17(行援)、17(同援) 合計163

※年間延べ時間数、各年度末日における支給決定者数、( )内は月平均利用者数

## (2) 日中活動系サービス

### ①生活介護（市内5事業所）

障害者支援施設などで、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

	区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	生活介護	人日	23,121	23,992	28,956
		人	1,220	1,266	1,524
人日		25,062	27,258	24,972 ↑	
人		1,355	1,499	1,341 ↑	
実績値					

※年間延べ人日分、年間延べ人数

## ②自立訓練（機能訓練、生活訓練）

### ○機能訓練

身体障がいのある方または難病を患っている方などに対して、障害者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。

### ○生活訓練

知的障がいまたは精神障がいのある方に対して、障害者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障害のある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。

	区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	自立訓練(機能訓練)	人日	1107	1489	180
		人	58	78	12
	自立訓練(生活訓練)	人日	2,437	2,805	439
		人	139	160	42
実績値	自立訓練(機能訓練)	人日	116	187	184 ↑
		人	16	12	11
	自立訓練(生活訓練)	人日	461	390	484 ↑
		人	42	46	36

※年間延べ人日分、年間延べ人数

### ③就労移行支援（市内1事業所）

就労を希望する65歳未満の障がいのある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

	区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	就労移行支援	人日	3,954	4,281	4,332
		人	252	273	228
人日		5,063	4,111	3,133	
人		315	260	193	
実績値					

※年間延べ人日分、年間延べ人数

## ④就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）

### ○就労継続支援（A型）雇用型

企業等に就労することが困難な障害のある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。

### ○就労継続支援（B型）非雇用型

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

	区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	就労継続支援(A型)	人日	7,282	8,163	12,720
		人	380	426	636
	就労継続支援(B型)	人日	40,629	43,087	43,248
		人	2,364	2,507	2,544
実績値	就労継続支援(A型)	人日	9,314	13,385	13,053 ↑
		人	490	715	718
	就労継続支援(B型)	人日	39,000	40,059	35,764 ↑
		人	2,377	2,455	2,220

※月平均利用者数

## ⑤就労定着支援

就労移行支援や就労継続支援、その他自立訓練のサービスなどを利用し企業に就職した人を対象に、職場に定着して就労が続くよう、継続的に本人とコミュニケーションをとって相談を受け、必要な対応を行う事業所です。本人の勤務先の事業主、本人の利用する障がい福祉サービスの事業者、本人の通院する医療機関など関係先との連絡調整も含め、支援します。

	区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	就労定着支援	人	8	9	6
実績値		人	6	5	9 ↑

※月平均利用者数

## ⑥療養介護

病院において医療的ケアを必要とする障がいのある方のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。

	区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	療養介護	人日	16	16	14
実績値		人日	14	14	14

※月平均利用数

## ⑦短期入所

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある方に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

	区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	短期入所	人日	1,863	1,863	1,980
		人	131(15)	131(15)	396(33)
実績値		人日	1,710	1,856	1,521
		人	142(30)	157(30)	149(37) ※延べ利用者数379

※年間延べ人日分、支給決定者数、( )内は月平均利用者数

# (3) 居住系サービス

## ①共同生活援助（グループホーム）

障がいのある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

	区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	共同生活援助	人	507(43)	531(45)	864(72)
実績値		人	676(56)	822(69)	796(80) ↑

※年間延べ人数、( )内は月平均利用者数

## ②施設入所支援

施設に入所する障害のある方に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

	区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	施設入所支援	人	430(36)	441(37)	396(33)
実績値		人	394(33)	389(34)	329(33)

※年間延べ人数、( )内は月平均利用者数

## ③自立生活援助

地域内に自らの住まいをもって暮らす障がい者の日常的に発生する“困りごと”に対応すべく定期的に訪問して様子を確認のうえ、必要な助言をしたり、本人からの連絡を随時受けて相談に乗ったり、外出に同行したり、手続き支援や連絡調整を行います。

	区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	自立生活援助	人	2	2	1
実績値		人	1	0	0

※月平均利用者数

# (4) 相談支援 (説明)

## ○計画相談支援 (特定相談支援)

障がい福祉関サービスの利用全般に対応した「ケアマネジメント業務」のことです。計画作成にあたってのアセスメントから、サービス事業者・関係機・社会資源とのマッチングやコーディネート、サービス開始後のモニタリングなど、一連の支援を行います。

## ○地域移行支援

地域で暮らしたいという希望を持つ障がい者（障害者支援施設に入所中あるいは精神科病院に入院中の障がい者）に伴走して、住居の確保、役所への手続き、障がい福祉サービスの体験利用、体験宿泊など地域生活への移行をサポートします。

## ○地域定着支援

主に居宅で一人暮らしの障がいのある人を対象に、24時間365日、常に連絡がとれる体制を取っておいて、不安なときやトラブルが起きたときのSOSを受け、緊急訪問を含む相談支援を行います。

## (4) 相談支援

	区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	計画相談支援	人	339	343	444
	地域移行支援	人	2	2	1
	地域定着支援	人	2	2	2
実績値	計画相談支援	人	404	437	438
	地域移行支援	人	0	0	0
	地域定着支援	人	3	2	2

※計画相談支援は年間実人数、その他は月平均利用者数

## 2. 地域生活支援事業

### (1) 相談支援事業

一般相談支援委託事業所	精神障害者地域生活支援センター風、守山・栗東障害者相談支援センターみらいくに委託
障害者虐待防止センター	障がい福祉課に設置
地域自立支援協議会	定例会、各部会を設置し、定期的に開催している(別紙参照)
成年後見制度利用支援事業	成年後見センターもだまに委託(4市)
基幹相談支援センター	守山・栗東障害者支援センターみらいくに委託(2市)

## (2) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障がいや難病のため、意思疎通に支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通を支援するため、手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行います。

手話通訳者派遣は140件、盲ろう通訳・介助者派遣は1件でした。

	区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	手話通訳者数	人	2	2	2
	実派遣件数	件	366	376	210
実績値	手話通訳者数	人	1	1	1
	手話通訳者実派遣件数	件	208	143	140

### (3) 日常生活用具給付事業

障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与します。

	区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	①介護・訓練支援用具	件	4	4	5
	②自立生活支援用具	件	6	6	6
	③在宅療養等支援用具	件	32	34	30
	④情報・意思疎通支援用具	件	27	37	20
	⑤排泄管理支援用具	件	1,643	1,702	1,570
	⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	2	2	2
	⑦重度障がい者バリアフリー支援機器	件	2	2	2
実績値	①介護・訓練支援用具	件	8	5	5
	②自立生活支援用具	件	7	9	6
	③在宅療養等支援用具	件	14	23	8
	④情報・意思疎通支援用具	件	15	9	13
	⑤排泄管理支援用具	件	1,569	1,627	1,654
	⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	1	0	0
	⑦重度障がい者バリアフリー支援機器	件	2	0	2

※年間延べ件数

## (4) 手話奉仕員養成事業

聴覚障がい、聴覚障がい者の生活及び関連する法律・制度についての理解と認識を深めるとともに、コミュニケーションにおいて活用できる基礎的な手話の技能を身につけます。

	区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	手話奉仕員養成・研修事業	人	20	20	20
実績値		人	9	18	15

## (5) 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がい児及び障がい者に対して外出のための移動支援を行います。

	区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
見込み量	移動支援事業	事業所数	か所	35	35	40
		時間	時間	6,659	6,659	6,760
		利用者数	人	2,700	2,700	2,684
実績値	移動支援事業	事業所数	か所	37	44	48
		時間	時間	6,176	6,333	6,226 ↑
		利用者数	人	2,532	2,848	2,708

※委託事業者数、年間延べ時間数、年間延べ利用者数

## (6) 地域活動支援センター機能強化事業

○Ⅰ型事業（精神障害者地域生活支援センター風に委託）

精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

○Ⅱ型事業（栗東市社会福祉協議会に委託）

雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

	区分		単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	基礎的事業	事業所数	か所	2	2	2
		利用者数	人	1,108	1,143	2,200
実績値	基礎的事業	事業所数	か所	2	2	2
		利用者数	人	2,057	826	

※委託事業者数、年間延べ利用者数

# (7) その他のサービス

	区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	日中一時支援	人	164	166	166
	訪問入浴サービス事業	人	6	6	6
	スポーツ・レクリエーション教室等 開催事業	人	710	710	710
	点字・声の広報等発行事業	人	12	12	12
	生活行動訓練事業	人	25	25	25
	芸術・文化開催事業	人	8	8	8
実績値	日中一時支援	人	173	170	167
	訪問入浴サービス事業	人	6	6	5
	スポーツ・レクリエーション教室等 開催事業	人	18	308	515
	点字・声の広報等発行事業	人	9	7	7
	生活行動訓練事業	人	18	15	18
	芸術・文化開催事業	人	0	0	0

※年間実人数 ただし、日中一時支援、訪問入浴サービス事業については支給決定者数

# (1) 障がい児通所支援サービス

## 児童発達支援

児童が保護者と共に通園することを通して、日常生活の動作や集団生活への適応のための支援または治療（上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある児童に限る）を行います。

## 放課後等デイサービス

学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園および大学を除く）に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障がい児に対して、授業の終了後や休業日に、日常生活における基本的な生活能力の向上や集団生活への適応訓練を行います。

## 保育所等訪問支援

保育所・幼稚園・認定こども園、小学校・中学校・高等学校、特別支援学校、乳児院、児童養護施設、放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）など、こどもが集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行うもの。

## 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいもしくはそれに準ずる状態で、外出することが困難なお子さんに対して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの必要な支援を行います。

# 障がい児福祉計画～障がい児支援サービスの見込み量と実績～

## (1) 障がい児通所支援サービス

		区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	児童発達支援	人日		4,429	4,770	6,600
		人		91	98	1,320
	放課後等デイサービス	人日		31,782	39,039	34,950
		人		219	269	2,796
	医療型児童発達支援	人日		49	49	0
		人		1	1	0
	保育所等訪問支援	人日		60	84	216
		人		5	7	72
	居宅訪問型児童発達支援	人日		102	102	60
		人		2	2	12
実績値	児童発達支援	人日		4,889	6,883	7,744 ↑
		人		94	114	136
	放課後等デイサービス	人日		23,712	28,995	27,376 ↑
		人		165	200	227
	医療型児童発達支援	人日		0	0	0
		人		0	0	0
	保育所等訪問支援	人日		72	134	102
		人		8	6	6
	居宅訪問型児童発達支援	人日		12	0	0
		人		6	0	0

※上段は年間延べ日数、下段は月平均利用者数

## (2) 障がい児相談支援

障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し（障がい児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障がい児支援利用援助）等の支援を行います。

	区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	障がい児相談支援	人	269	313	185
実績値		人	179	205	213

※年間実人数

## 自立支援給付・障がい児通所給付のサービス利用の傾向（まとめ）

全体的に、増加か横ばいの傾向。大きく減っているものはない。

○利用者数が増えているサービスと考えられる要因

**「居宅介護」…ヘルパーが訪問して介護などを行う。**

→介護者の生活状況（共働きなど）に合わせて利用する人が増えている。

**「共同生活援助」**

**「就労継続支援A型・B型」** →市内、近隣市において事業者数が増えている。

**「放課後等デイサービス」「児童発達支援」**

→事業所数が増えていることに加えて、ニーズが多様化（預かりなど）してきている。

# 地域生活支援事業のサービス利用の傾向（まとめ）

## ○利用者数が増えているサービス

**「移動支援事業」…余暇支援など外出を支援する事業**

**「スポーツ・レクリエーション教室等開催事業」…スポーツを通じた交流事業**

→移動支援事業は、コロナ禍で外出の機会が減って、一時期は減少していましたが、最近ではコロナ禍前よりも増加している。スポーツ・レクリエーション教室等開催事業についても、コロナ禍を経て、参加が増えている。

## ○その他

**「日中一時支援事業」…介護者の一時的な休息を目的として、障がい者の日中活動の場を確保する。**

→ニーズは増えているが、令和6年度報酬改定の関係で日中一時支援ではなく、自立支援給付（生活介護の延長）を利用する人が増えたため、数字上は減っているように見える。